

会 議 記 録

会議名称	平成 22 年度 第 1 回杉並区減税基金委員会
日 時	平成 22 年 5 月 17 日 (月) 午後 1 時 58 分 ~ 午後 3 時 52 分
場 所	中棟 4 階 第 1 委員会室
出席者	<p>【委員】 原田委員、龍前委員、堀場委員、小宮委員、瀬口委員</p> <p>【区側】 区長、松沼副区長、堀口基金管理監、政策経営部長、会計管理室長、 政策法務担当部長、企画課長、財政課長、課税課長、会計課長、 行政改革担当副参事、関西学院大学:上村敏之教授</p>
傍聴者数	3 名
配布資料	<p>資料 1 杉並区減税基金委員会委員名簿</p> <p>資料 2 杉並区減税基金条例</p> <p>資料 3 杉並区特別区民税の恒久的減税の基本方針</p> <p>資料 4 杉並区減税基金管理方針</p> <p>資料 5 減税自治体構想について</p> <p>資料 6 杉並区財政収支モデルと将来シミュレーション (改訂版)</p> <p>資料 7 平成 22 年度杉並区減税基金運用計画 (案)</p> <p>資料 8 平成 22 年度スケジュール (案)</p> <p>参考資料 1 杉並区減税自治体構想研究会報告書</p> <p>参考資料 2 平成 22 年度区政経営計画書</p> <p>参考資料 3 用語説明</p>
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員委嘱式 3 区長挨拶 4 委員紹介 5 区出席者 (職員) 紹介 6 会長互選 7 会長の職務代理人指名 8 委員会の概要等説明 <ol style="list-style-type: none"> (1)減税自治体構想について (2)杉並区財政収支モデルによる減税シミュレーション (改訂版) について 9 審議案件 <ol style="list-style-type: none"> (1)平成 22 年度杉並区減税基金運用計画 (案) について 10 今後の予定について 11 閉会

会議録中、委員名は原則として「委員」と表記しています。

行政改革担当副参事 それでは、定刻前でございますが、おそろいでございますので始めさせていただきます。

本日は、お忙しいところご参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまから、杉並区減税基金委員会第1回目を開会いたします。

私は、本日の進行を務めます政策経営部企画課の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

それではまず、本日、第1回目ということでございますので、区長から本日おいでいただきました委員の皆様への委嘱状の交付をいたします。区長、前の方をお願いいたします。

では、お名前をお呼びしますので、席順で申し訳ございませんが、交付をさせていただきます。

(区長から各委員に委嘱状交付)

行政改革担当副参事 それでは続きまして、開会に当たり、区長から一言ごあいさつ申し上げます。

区長 山田でございます。本日は、杉並区の第1回の減税基金委員会のスタートに当たりまして、一言お礼とごあいさつを申し上げます。

まずは、このたび減税基金委員会という全国でも初めての委員会ということで、それぞれの分野で大変お忙しい委員の皆様にお集まりをいただきまして、また、委員にご就任をいただきまして、本当にありがとうございました。

ご案内のとおり、この杉並区では、3月に減税基金条例というのが議会で成立をいたしまして、これから杉並区としては、毎年一定額の金額を積み立てていくことを通じて、将来それを減税の原資にして、その基金の運用益によって、区民税をおおむね10年後から10%の減税を実施していく。そして、行革を積み重ねながら、さらに積立を継続していけば、20年後には15%の住民税の減税につながる。この積立を続けていく限り、減税額が増えていくというような構想でございまして、これもいろいろと3年間にわたって研究をし、議会でも議論がされて今日に至り、スタートすることになりました。

杉並区に私が就任したときには、872億円の区債残高がございましたが、現在156億となりまして、財政状況がどうなっていくかというのはありますけれども、おおむねあと2年ぐらいでこの区債を償還する、完済できるという見込みとなってまいりました。

今後、やはり行革を積み重ねながら、これまで借金返済に回していたお金を、その

まま積立金に回していくことを通じて、減税といざという大災害のときの積立金を復旧・復興に使おうということで、基金をスタートすることになりました。

この減税基金委員会では、この減税に向けての基金の運用のあり方や、また、現在の財政運営や、その他、やはりこれが杉並区の百年の計と言われるものになっていくために、各分野でご活躍で、知識も経験も豊富な皆様方に、この減税基金というものをお育ていただきたいと、こう考えて皆さんにお願いをさせていただいた次第でございます。

今後、区民の関心、また議会の関心も、減税のこの基金がちゃんと運用できるのか。リーマンショック等もありましたので、とかく運用というものに対しては、どちらかというところ少しマイナスイメージがある中でのスタートでございます。そういった中でも、やはり基金委員会の皆様の議論を通じて、区民にこの基金の安全性と信頼性というものを、やはりこれから高めていかなきゃいけないという任務も我々ございまして、そういった意味でも、考えに考えた末、皆様をお願いをした次第でございます。

どうかその辺のところをお酌み取りをいただいて、この基金委員会を通じて、減税まで行き着けるように、ひとつ、この基金の運用等のあり方についてご議論、また、アドバイスを賜ればと考えております。

私、今日は概要説明の前に公務で退席させていただきますが、もし何かその間にございましたら、ご質問等いただければありがたいと思っております。どうか、ひとつよろしく願います。ありがとうございました。

行政改革担当副参事 それでは続きまして、本日ご出席いただいております委員の皆様のご紹介をしたいと思います。

大変申し訳ございません。自己紹介という形をお願いできましたらと思っております。

では、お座りの席の順番で、先ほどと同じになりますが、堀場委員の方からお願いいたします。

委員 ご紹介にあずかりました、青山学院大学の堀場でございます。どうぞよろしく願います。

私の専門は地方財政ということで、お話を伺いまして、大変斬新なアイデアであるとともに、大変前向きなアイデアでありまして、それに微力ながら、多少なりともお力添えできればと考えております。

どうぞよろしく願います。

委員 阿佐谷北2丁目に住んでおります、龍前一榮と申します。

社団法人杉並青色申告会の副会長を務めさせていただいております。

また、私は常々、区長さんがおっしゃっておられます、前人が木を植えられ、後人が涼を楽しむという、未来の子供たちに対する贈り物にこの減税基金が大いに役立っていくのではないかと期待をしております。

どうぞよろしく願いいたします。

委員 東京商工会議所杉並支部の副会長を務めさせていただいております、原田正夫と申します。

本日、この委員の任命を受けまして、大変緊張をしておりますが、どこまでご期待にこたえられるのか、若干心もとない思いもございますが、よろしく願いします。

私の本業は、物づくり、中小企業の製造業でございまして、1年半前のリーマンショック以来、今日まで大変な、過去に経験したことのない不況の中にさらされて、いわゆる日本国内での物づくりをいかに維持するかという点で、大変頭を悩ましておる状況でございます。

よろしく願いします。

委員 小宮一慶と申します。小宮コンサルタンツと申しまして、私を入れましても11人の小さい経営コンサルティング会社をやっております。お客様のほとんどが中堅中小企業でして、専門は企業経営をお教えることなんですけど、あと、明治大学の会計大学院で4年ほど、特任教授として会計学を教えていましたので、会計も少しはわかると思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

委員 瀬口清之と申します。現在はキャノングローバル戦略研究所に勤務しておりますが、昨年3月末まで日本銀行で27年間働いておりました。

山田区長様とは、区長にご就任なさって以来いろいろご縁がありまして、区長の手腕として、行政改革、行政評価、教育立区など様々な構想で日本の地方自治に先駆けて大きな改革を続けてきたことに対して、深く尊敬し、敬意を表するものであります。また、今回、減税基金というすばらしい構想に少しでもお役に立てることを大変光栄に思っております。

ぜひ、よろしく願いいたします。

行政改革担当副参事 ありがとうございました。

それでは続きまして、本日出席してございます区の事務局側の紹介をさせていただ

きます。

先ほど、冒頭でごあいさつ申し上げました、区長、山田宏でございます。

区長 よろしく申し上げます。

行政改革担当副参事 松沼信夫副区長でございます。

副区長 どうぞよろしくお願いいたします。

行政改革担当副参事 それから、後ほどご説明いたしますが、成り立たせました減税基金条例に基づきまして、本日ご審議いただく基金管理計画策定のほか、それら、運用等についてもご助言いただくということで、4月1日から基金管理監としてご就任いただきました、堀口助さんでございます。

基金管理監 堀口でございます。よろしくお願い申し上げます。

行政改革担当副参事 続きまして、高和弘政策経営部長でございます。

政策経営部長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

行政改革担当副参事 牧島精一政策法務担当部長でございます。

政策法務担当部長 よろしくよろしくお願い申し上げます。

行政改革担当副参事 山本宗之会計管理室長でございます。

会計管理室長 よろしくようお願いいたします。

行政改革担当副参事 徳嵩淳一企画課長です。

企画課長 よろしく申し上げます。

行政改革担当副参事 関谷隆財政課長でございます。

財政課長 よろしくようお願いいたします。

行政改革担当副参事 南雲芳幸課税課長でございます。

課税課長 よろしくようお願いいたします。

行政改革担当副参事 高橋光明会計課長でございます。

会計課長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

行政改革担当副参事 それから、本日この後、収支モデルに基づきます減税シミュレーションについてご説明いただくことになっております、関西学院大学の上村敏之教授でございます。

上村教授 よろしく申し上げます。

行政改革担当副参事 最後に、私、進行を務めております、行政改革担当副参事の伊藤宗敏と申します。よろしくお願い申し上げます。

では、まず資料の確認だけさせていただきたいと思います。本日ご配付いたしております資料、それぞれちょっと量がございますので、ご確認をお願いいたします。

まず次第書がございまして、その後、資料ナンバーをそれぞれ振ってございます。資料1として、基金委員会委員名簿。2番目が減税基金条例。3番目、特別区民税の恒久的減税の基本方針。資料4といたしまして、減税基金管理方針。資料5が減税自治体構想についてというつづりのものになります。それから、資料6といたしまして、杉並区財政収支モデルと将来シミュレーションについてということで、シミュレーションの説明資料。それから、資料7といたしまして、本日ご審議いただく内容になります、平成22年度杉並区減税基金運用計画（案）。資料8といたしまして、22年度のスケジュール（案）でございます。

そのほか参考資料といたしまして、冊子物になりますけれども、杉並区減税自治体構想研究会報告書。それから、平成22年度の区政経営計画書。あわせまして、基金運用計画の際にお使いいただければと思いますが、用語説明の資料をつけさせていただいてございます。

以上、資料の量が多うございますが、皆様、おそろいでいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、杉並区減税基金条例第12条1項の規定に基づきまして、本委員会の会長の互選を行いたいと存じます。

委員会会長につきまして、委員の皆様からご推薦等ございましたら、よろしく願いいたします。

どうぞ。

委員 経済学部教授であられます、また、地方財政に大変お詳しい堀場委員にお願い申し上げたらいかがでございましょうか。

行政改革担当副参事 ただいま堀場委員ということでご推薦の声がございましたが、皆様、よろしゅうございますでしょうか。いかがでしょうか。

（ 異議なし ）

行政改革担当副参事 ありがとうございます。

それでは、堀場委員、よろしいでしょうか。では、会長を堀場委員にお願いいたします。それでは、席を移動していただきますので、少々お待ちください。

（ 堀場委員、会長席へ移動 ）

行政改革担当副参事 それでは、会長がお席にお着きになられましたので、会長からごあいさつがございましたら。

会長 いえ。特に、先ほど。

行政改革担当副参事 特に、よろしいでしょうか。

それでは、これ以降の進行につきましては、会長にお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 それでは、ご指名でございますので、会長を引き受けさせていただきますが、私自身は微力でございますので、皆様のお力添えを、是非お願いしたいと思います。

それでは、ここから私の方で進行を進めさせていただきます。

実は、杉並区減税基金条例第12条第3項の規定に基づきまして、まず第一の仕事は、会長職務代理者の指名をということでございますので、誠に恐縮でございますけれども、原田委員にお願いできましたらと思いますが、いかがでございますか。

委員 どこまでご期待にこたえられるか、心もとない限りですが、務めさせていただきます。

会長 よろしくお願いいたします。

それでは、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

会長 それでは引き続きまして、8の(1)委員会の概要等説明ということでございます。

委員会での審議に先立ちまして、本委員会の概要等につきまして、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

今回は第1回目の委員会ですので、私ども委員は初めてということで、その共通理解を深める意味でも、先ほど申し上げたように杉並区の斬新なアイデアでございますので、杉並区の減税自治体構想の概要と条例制定までの経過、また、本委員会の役割、その他を事務局よりご説明いただければと思いますが、いかがでございますか。

行政改革担当副参事 それでは、私の方から、減税自治体構想、また条例等につきまして、ご説明を申し上げます。

なお、先ほど区長から冒頭申し上げましたけれども、説明の途中ではございますけれども、公務がございまして、区長は途中で退席するかと思います。よろしくお願いいたします。

会長 どうぞ。

区長 すみません。よろしく申し上げます。申し訳ないです。

(区長退室)

行政改革担当副参事 それでは、ご説明申し上げます資料ですけれども、まず、資料5をご用意いただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

既にスタートしているものでございますが、減税自治体構想につきまして、ごく簡単にまとめさせていただいた資料でございます。

まず、先ほど来、ごあいさつ等でも申し上げているところでございますが、「減税自治体構想とは」ということですが、こちらの資料に記載のとおりでございます。毎年、予算の一定額を積み立て、景気動向等で、税収の増減に左右されない強固な「財政のダム」を築き、大規模災害などの緊急時の備えとするとともに、将来、積立金の利子収入を活用し、特別区民税の減税を行い、「低負担・高福祉」の地域社会を築くと、こういった構想のもとに進められているものでございます。この構想につきましては、山田区長の3期目のマニフェストで掲げられた構想でございます。その際は、区の予算の1割を毎年積み立てて運用する。その利子収入によって、区民税の減税を行うというふうな構想でございました。

この構想につきまして、平成19年7月に、大学教授等の学識経験者による研究会が設置され、検討を重ねてまいりました。その結果、平成21年1月、「構想には多くの意義があり、十分に実現の可能性もある」という内容の報告が出されました。この報告書が、先ほど参考資料という形でお渡ししております冊子の資料でございます。

この減税自治体構想に関しましては、杉並区が将来にわたって、豊かで安定した繁栄を続けていくという礎となるための「杉並百年の計」というふうに位置づけてございまして、区政経営計画書という冊子にも、予算の説明の中で百年の計という中でご説明をさせていただいているところでございます。

資料の方の中身ですけれども、実現可能性につきましては、様々な報告がございました。この中で、特に、この減税自治体構想を可能にする行財政改革というものがございます。行財政改革につきましては、冒頭、区長からのごあいさつでも申し上げていましたが、区長就任当時の平成11年度の財政状況は、記載のとおり、経常収支比率が94.1%、区債残高も872億、財政調整基金も これは区が自由に使えるというか、そういった基金になりますけれども、19億というような状況でございました。

この中で行財政改革を進めるということで、10カ年の戦略目標等を掲げて、これま

で取り組んでまいりました。その中の目標としては、経常収支比率をまず80%以下にする。職員の1,000名削減等で人件費の抑制を図る。それから、事務事業の協働化率、これは民営化等の協働化率になりますが、これが6割。こういった目標等を掲げて、行財政改革に取り組んでまいりました。それによる成果によりまして、経常収支比率に関しましては、平成20年度末において79.5%までになっております。

区債残高につきましても、先ほど179億ということで、21年度末の状況でございますが、今現在では156億というような状況でございます。財政調整基金の残高に関しましては、21年度末の段階で208億という状況になってございます。ここまでの行財政改革の取り組みの結果によって、今般、減税自治体構想というものができる下地となったものでございます。

昨年度以降になりますけれども、減税自治体構想の具体化に向けて、区として様々な取り組みをしてございます。その中の一つとして、パンフレットの作成ということで、漫画調にしましたパンフレット「杉並太郎・花子の議」というものがございます。こちら、お席の方にお配りさせていただいております。これを作成しまして、7月から区内の主要施設や駅等で配布を開始してございます。また、杉並区の公式ホームページにおきましては、専用のページを設けまして、この中で様々な広報活動をしてございます。また、杉並区の広報誌「広報すぎなみ」におきましても、特集記事等を掲載して、それぞれ周知を図ってきたところでございます。また、減税自治体構想フォーラムという形で、高円寺にございます「セッション杉並」でフォーラムの開催をいたしまして、様々なご説明、意見交換等も行われています。また、PRのビデオも作成いたしまして、こちらの方につきましては、10月から区役所1階のロビーのモニターで放映を開始してございます。そのほか、11月下旬からは区内のケーブルテレビでの放映も行っています。それから、条例の制定に先立ちまして、昨年12月にパブリックコメントを実施し、それぞれ区民の方々からの意見の募集をしてございます。

それらを踏まえまして、今般、先の2月になりますけれども、杉並区議会の平成22年第1回定例会に、杉並区減税基金条例を提案いたしまして、これが区議会での様々なご審議を経まして、修正案等が提出され、修正等が加えられて、また、付帯決議がついた形で可決成立を見てございます。

成立いたしました杉並区減税基金条例につきましては、資料2にございます。

この条例につきましては、幾つかありますけれども、この中で条例の第2条に掲げて

ございます「減税の基本方針」や、第4条による「管理方針」について、区長が定めるとされたものが資料3、資料4にございます。「特別区民税の恒久的減税の基本方針」、また、「減税基金管理方針」というものでございます。

これによって策定しました「杉並区減税基金管理方針」、この中に「基金の運用の計画の策定」という言葉がございます。こちらの4番目になりますが、「基金の運用については、杉並区減税基金委員会に諮問し、基金運用計画を策定するものとする」というふうになってございます。

条例の方に戻りますと、杉並区減税基金条例の第10条、こちらに「基金の管理及び処分を適正かつ効果的に行うため、区長の附属機関として、杉並区減税基金委員会を置く」としてございます。また2項では、「減税基金委員会は、区長の諮問に応じ、基金の管理及び処分に関する事項について調査審議し、答申する。」というふうになってございます。もう1項ございまして、「報告された事項並びに基金の管理及び処分に関する事項について、区長に意見を述べることができる。」という3項立てになってございます。

これらの規定に沿いまして、今回、減税基金委員会を設置するという事で、本日このような形でお集まりをいただきまして、平成22年度の杉並区減税基金運用計画につきまして、本日ご審議いただくものでございます。

本日は、諮問という形でこちらの方で資料としてお配りをさせていただいてございますけれども、それを後ほどご審議いただくということで、本日お集まりいただきました。

大変雑駁なご説明で申し訳ございませんが、以上でございます。

会長 ありがとうございます。

いかがいたしましょう。引き続き、上村教授の方に。

それでは、実は、本委員会のもとになっております研究会がございまして、その研究会において、減税シミュレーションの説明がなされております。その説明をお伺いした上で、またご質問等を承った方がよろしいかと思えます。

減税基金条例は、資料でもお配りしているとおり、杉並区の減税自治体構想研究会というこの前の段階の研究会がございまして、その研究会の報告を踏まえて設置されているものでございます。私どもといたしましては、その研究会のものの考え方及びその実務的な収収、歳出その他の財政に関するシミュレーションがなされておりますので、

その説明をお伺いした方がよろしいだろうということで、本日、関西学院大学の上村教授に来ていただいております。

それで、恐縮でございますけども、ちょっとお時間をいただきまして、上村教授にご説明いただこうと思います。どうぞよろしく願いいたします。

なお、プロジェクターを使用するということでございますので、適宜、座席を移動していただければ幸いです。

上村教授、途中で質問は入れますか。それとも、一応ざっと...

上村教授 どちらでも構いません。

会長 はい。もし何かございましたら、ご質問をいつでも入れていただければと思います。

上村教授 よろしいでしょうか。

それでは、説明を始めさせていただきます。上村でございます。よろしくお願い申し上げます。

今、会長からお話をいただきましたように、この委員会の前に減税自治体構想研究会があり、昨年1月に報告書をまとめております。そちらにおいて、財政収支モデルを使って、将来的に杉並区はどのような財政的な状況になっていくのかということを見てもよという話になりました。今お手元に資料6がありますが、そちらでモデルの説明、将来像について解説をしたいと思います。

まず、杉並区財政収支モデルの将来シミュレーションは、一体何を目的にするかということです。一番の目的は、もちろん減税自治体構想が可能なかどうかということについてチェックすることです。ただ、それだけにとどまらず、将来的な財政運営の指針を持っておくということが、今後の自治体にとって大事になっているということもあります。それとともに、経常的に財政状態をチェックしていくということが、健全な自治体の運営ということから考えると非常に大事だということもあります。

今回は、最新のデータが平成20年度の決算データなので、それをもとに更新してまいります。昨年の報告書よりもデータを更新し、減税できるかどうかということをチェックするという話でございます。

次のページがモデルの概要ですが、基本的にはいろんな社会経済変数があって、例えば人口の変数とか成長率、金利、職員数やGDP、そういうものの推移がこうなっていくだろうという予測を与えていく。それとともに、過去の歳入・歳出データをモデル

化して推計します。

杉並区財政収支モデルの構造は、この冊子を見ていただければと思いますが、数式が込み入って、ちょっとわかりにくいと思います。大ざっぱに話をしますと、最初に歳入ブロックという形で、各種税収、交付金、譲与税のモデルを推計しています。ここは特別区ですので、固定資産税や法人関連税はありません。特に大事なものは、区民税、軽自動車税、たばこ税です。この三つの税収が主になってきます。あとは各種譲与税と各種交付金の収入があります。それと、都からの財政調整交付金があります。これについては、地方交付税の仕組みと同じように、基準財政需要と基準財政収入という形で計算がなされます。この部分についても推計をやっていきます。

歳出の方ですけれども、どれだけの公共サービスをやっているかということですが、基本的には経常的な経費と投資的経費があります。経常的な経費の方をどのように推計するかですが、例えば人件費であれば、職員数の計画があります。それと、一人当たりの人件費の伸びを勘案しながら推計をしています。物件費についても、経済成長が増えれば物件費は増えるだろうという形で推計をしています。

自治体というところは、扶助費をいかにするかというのは非常に大きな問題だと思います。今、自治体の社会保障サービスがかなり重視されていますので、この点を非常に重くとらえる必要がある。特に、高齢者扶助費の部分については、高齢化の予測においては、基本的には杉並区の人口推計が基本となるのですが、より高齢化が進むリスクもあるわけで、そうすると高齢者扶助費は多く見積もる必要があります。そういうようなことも考えながら、高齢者扶助費については、このシミュレーションの中では上乘せをして考慮するという保守的な方法を考えています。後で、その辺の話はさせていただきます。

このような形で、歳入面から経常的な一般財源を計算し、歳出面の金額を引いて、投資的経費は建設の計画がありますから、それに基づいて与えていく。そうすると、積立金に積み増せる収支の差が出てきます。その収支の差を前年度の積立金の残高に足してやれば、今年度の残高になってくるということです。

ただ、積立金残高に金利を掛けると財産収入が出てきますので、この財産収入についても、収入に入れていくというような形をとっています。研究会のこのモデルでは、一応1.5%という想定をしていますけれども、この1.5%の金利をいかにより高めていくかということ、ここの委員会で検討していただくと考えています。

「高齢者扶助費に高齢化率を考慮」のグラフですが、杉並区の人口推計によると、この上の黒いグラフの形で高齢化が進んでいきます。高齢化率は人口に占める高齢者の割合ですが、その高齢者の割合がより増えるかもしれないということを考慮して、高齢化率の変化が下にグラフ化されていますけど、この部分の伸びをさらにプラスして、高齢者扶助費を伸ばしています。ですから、社会保障にかかる扶助費については、やや多目に推計されていることを、注意してほしいと思います。

モデルの概要では、左側に歳入ブロックがあります。いろんな社会経済変数があって、例えばGDPであるとか、あと人口であるとか職員数であるとか、そういうものを変数として入れながら将来を伸ばしていき、歳入ブロックを計算してゆきます。右側の歳出ブロックも同じように、歳出面のブロックで計算していく。歳入と歳出が推計できたら、積立金を積み増す収支の差が出てきます。それを前期末の残高に加えてやることによって残高が出てくるということです。ただ、この積立金の残高は財産収入を生み出すので、まさにここの委員会が取り扱う部分だと思いたいますが、その部分が歳入ブロックの収入にさらに入ってくるというような感じのモデルになっています。

先ほども言いましたように、杉並区の人口や全国の人口は、中位推計を利用しています。職員数の将来像ですけれども、行革のプランによる職員数の反映をしています。このプランも途中までしかありませんので、その後は人口の伸び率によって予測していく。つまり、人口が少なくなれば職員数も削減するというような形にしています。これも、今後新たな行革のプランが出てくれば、さらにそれをオンしていくような形に、反映する形にしていくこととなります。

名目経済成長率もこのモデルの中では与えておりますが、今回は、平成21年まで実績値を考慮しました。内閣府は「進路と戦略」という資料を、この1月は政権交代で出さなかったんですが、その前の政権では毎年出していましたので、その値を考えながら設定しています。ただ、長期的には、名目金利と名目経済成長率が一致するような形、つまり1.5%になるような形をとっています。具体的には、この一番長い灰色の想定が名目の成長率の想定です。内閣府の想定は、3パターンとかそれぐらいのパターンがあるわけですけれども、中ぐらいになるような形をとっています。平成21年度までは、実際の名目経済成長率をとっています。そういうような形で将来的にシナリオが進んで、長期的には平成30年、10年後ぐらいには1.5%が達成できるという想定になっています。ただ、これも短期的にかなり変動する話なので、また来年度になれば、モデルを随時更

新していくというような形をとります。

地方債の償還があと数年後に償還し切るという話でしたが、これも償還計画がありますので、これに基づいて与えています。投資的経費ですけれども、投資計画がありますので、投資計画をちゃんと賄えるようなキャッシュ・フローを確保するような形で推計しています。ですから、お金が足らなくて投資計画ができないということには、モデル上はならないようにしています。

「主な歳入の推移」がこのようになっています。一番上が区民税ですが、基本的には単純な、専門的にはケインズ型モデルと言いますが、名目経済成長率とか、そういう人口の成長率によって伸びていくようなモデルになっています。

歳出面がこちらです。これも成長率による伸びによって左右されるわけです。

結果的には、この歳入と歳出の差が収支になっているわけですが、このような形で積立金をフローの金額として積み増せるというのがこの図になっています。

これを残高にしたものがこれです。黒いものが区債残高で、これだけ借金を返済していく。あと数年後に返済するというようなことですね。その後は、残高がこのように積み増しになっていくということです。

その後、これを基準ケースとして減税シミュレーションを行うわけですけれども、10年後の平成32年に10%減税、さらに20年後に15%減税を考えてみます。10年後の住民の年齢って一体どのようなイメージかということ、今50歳の方は60歳になっている。50歳の方というのは1960年生まれだということですね。20歳の方は10年後に30歳になっていて、その方は1990年生まれ。そのようなイメージです。

大事なことです。都からの財政普通交付金ですけれども、これは基準財政収入と基準財政需要で計算されますが、この基準財政収入の方に減税を反映してしまうと、減税すると基準財政収入が減って財調交付金が増えるというようなものになってしまいます。そうすると、減税をしたもの勝ちになってしまうので、それはちょっとまずいです。財調交付金の制度をよく見ると、これは地方交付税制度と同じように、標準税率によって計算するということが書かれていますので、ですから、減税をしない、基準財政収入を増やさないように計算し、それで、財調交付金が増えないような形にしています。つまり、減税によって財調は増えない。ですから、減税すると財調交付金が増えてしまい、東京都とか他の区に、「それはおかしいんじゃないか。」ということをおかれたいような形でモデルは成り立っています。

以上のことを考えながら、10年後の減税を考慮したのがこれです。丸で困ってある部分が、減税をしているので、区民の税収が減っている部分です。最初が10%減税、次がさらに5%積み増して、15%減税ということです。

そうすると、積立金の収支の差がやはり落ちてきます。このような形で落ちてくるだろうということです。減税ケースはそれだけ積立金が落ちるということですね。残高についても落ちていくだろうということです。

結果的には、10年後の10%減税は、20年度決算を考慮しても可能だということです。ただ、前提条件は、1.5%以上の積立金残高の運用をある程度確保しないといけないということが一つ。あと、そうはいても、やはり行革を継続的に続けていく必要があるのではないかと思います。この10年後の区民税の減税というのはどういうイメージかというと、例えば、現行6%の区民税の税率ですけれども、これが5.4%になる。減税規模で言うと、大体60億円ぐらいの減税規模になっています。

ただ、このシミュレーションですけれども、リーマンショック後、どのように財政状態が左右されるのか、まだちょっと完全に取り込めていないところもあるので、恒常的にチェックする必要があると思います。また、非常に単純なケインズ型モデルというのは、過去のデータを使って予測するということなので、予期せぬ災害とか、予期せぬ極端な経済変動、これはリーマンショックもそうですが、そういうものはなかなか考慮されていないということはやはり考えておくべき必要があると思います。ですので、モデルの見直しとか、データの更新は継続的に続ける必要があると思います。

ただ今後、景気回復が確実になってくるとすれば、もう少し明るい未来が描けるだろうし、あともう一つは、政権交代によって住民税の扶養控除を廃止するということなので、そうすると区民税の税収も増えていくということが予期できるわけです。ただし、現状のシミュレーションでは、この扶養控除の廃止のところまでは反映していません。それは、実際に税収が入ってきたときに考慮すれば良いと思いますが、そういうような明るいことも考えられるし、やはりリーマンショックの影響とか、あとEUの状況とかも、これは暗い影響ですが、そういうことを真摯に受けとめながら保守的に見積もっていくことが必要ではないかと思います。

私からは以上です。

会長 はい。上村教授、ありがとうございました。

それでは、事務局及び上村教授からのご説明がございましたので、それに関してご

質問あるいは内容の確認、ご意見がもしございましたら。かなり専門的な話でございましたので。

どうぞ。

委員 今、区の財政の基盤になるのは区民税というようなお話もあったかと思いますが、ちょうど確定申告期も終わりました、私も杉並税務署にお手伝いに行ったりすることがありますが、杉並税務署さん、荻窪税務署さん、合わせての今年度の区民税の見込み的な数字はどの程度あるんでしょうか。

財政課長 財政課長の関谷と申します。

今年度ということによろしいでしょうか。今年度の歳入予算を組むときの計画上の数字でございますけれども、584億8,600万余でございます。ちなみに、これは昨年度から比較すると、31億2,522万減ということになってございます。

委員 続きまして、もう一つよろしいでしょうか。

今年度は国勢調査の年に当たるかと存じますが、通常、杉並区は52万とお聞きしているんですけど、実数的なものは、現在どれぐらいの住民の数でございましょうか。増えているのか減っているのか、同じなのか。

企画課長 企画課長の徳嵩でございます。

人口は、こここのところ増加傾向で推移しています。ただ、昨年4月から今年の4月といった定点で見ると、若干減っています。それを分析的に見ますと、外国人登録人口がその主な部分だったりしますので、昨今で申しますと、大規模集合住宅等の開発に伴って、特にファミリー世帯が増えるという傾向は、いましばらく続くのではないかとこのところ、毎年、定期的に注視しながら、今後とも人口の動態については見ていきたいと考えているところでございます。

委員 ありがとうございます。

会長 どうぞ。

委員 最初の質問ですが、職員数の推移を拝見しますと、ずっと減少傾向が続いていますが、今後この職員数の減少というのはどこまで続くことを想定をして、先行きの歳出における人件費の見通しを立てているのでしょうか。

政策経営部長 私、高の方からお答えいたします。

まず、職員数は、この間は平成13年度から平成22年度までに1,000人削減という行財政改革の10年計画がありましたので、それで推移しています。

また、これからどうするかという今後10年間の職員数の計画は、これから作るというところでございます。ただ、このシミュレーションでは、人口動態と大体スライドするような、そういった形で作っていると思います。

上村教授 はい。ある年までは職員計画にのっとって職員数を考えていますけれども、それ以降は数字がありませんので、人口が増えるのであれば職員数を増やす、減るのであれば減らすというような、つまり、伸び率を勘案しながら職員数を動かしているというようなシミュレーションになっています。

委員 ということは、平成23年度以降は人口に比例する形に移行し、人口がもし増えていけば職員数も増えるし、人口が減っていけば職員数も減っていく。22年度までは減少の予定が入っているが、そこから先は人口次第という推計になっているという理解でいいですか。

上村教授 これ、22年度までですかね。

政策経営部長 そうです。

上村教授 はい。そういうような理解です。

委員 わかりました。

政策経営部長 補足してよろしゅうございますか。

今後、また行財政改革の次のプランなりを作り、定数管理をしていくという計画ができますと、それがシミュレーションに反映されるので、そういった意味で行革効果というのは、また別途出てこようかというふうに考えてございます。

委員 はい。わかりました。

もう一つ質問ですが、今後、今ヨーロッパで起きているギリシャの破綻の問題などから、日本も国債金利にプレミアムがつくのではないかと、というふうな危惧が最近だんだん高まってきていると思うのですが、このシミュレーションの中で、日本の国債金利にプレミアムがついて、例えば、今1.5%という国債の金利の想定が3%とか4%といった形で上昇してくる場合、杉並区の財政への影響という意味ではどういう影響が出てくるというふうに想定すればいいのでしょうか。もしそのほかの財政収入が全部一定だとすると、その運用金利だけがものすごく上がって、杉並区は豊かになるという想定になってしまいますが、シミュレーションの中ではそれはどういうふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

上村教授 金利だけ上がって、名目経済成長率がそのままだということは、あまり考え

られないので、基本的には、金利が上がれば名目経済成長というのは上がっていくということだと思います。

そういう意味では、このモデルは将来的には名目金利と名目経済成長率が一致するというような想定になっていますので、仮に名目の金利が3%にはね上がったとしても、シミュレーション上は、多分そこは名目経済成長率も一致させるようなシミュレーションを出していくことが無難ではないかなという気ではいます。ただ、それはどういうシミュレーションを出してくださいということをこの委員会で言うのであれば、そういうふうに私の方でいたしますので、またその辺は要相談ということにさせていただきます。

ただ、どうも金利と成長率の関係を見ていくと、やはり将来的にそれが一致するという想定だったら、基本的には、単年度の収支でどれだけ黒字を出すかというところが決定的に効いてきますので、そこの方を大事に思っています。ですから、あまり金利のところは、シミュレーションでは将来的に一致させるということを考えると、それほど大きなところではない、大きな影響を及ぼすものじゃないと思います。ただ、それに差が出てくると、将来的に発散したり、そういう何か悪いことが出てきますので、ちょっと発散するような経路はとれないなというようなことを、モデルをつくる側としては考えています。

委員 ありがとうございます。

委員 よろしいですか。今、委員からギリシャというお話が出ましたけれども、現時点でのグローバルなレベルで、かの国の金融不安というか、世界経済に及ぼすマイナス影響というのは大変なものがあるかと思えますし、その辺が為替という部分でも、ものすごいユーロ安という事態を招いているかと思うんですけれども、その辺で、今後、当面の見通しみたいなものをどう捉えたらいいのか。ご専門の技術監がいらっしゃいますので、ご意見を伺えればありがたいかなと思ったりしていますけれども。

基金管理監 私ですか。

委員 はい。

基金管理監 ご専門と言われましたけど、そういう国際金融とかそういったところの情報というのは、新聞とかそういった範囲でしかございませんけれども。

先ほどのギリシャと同じような状況が日本の国債に発生した場合という委員からのお話は、それは可能性としてはあると思いますが、ただ、ギリシャと日本という国のい

わゆる基本的な経済力なり国力を考えますと、余りそういうことを、今、日本の場合は想定する必要はないと思います。ただ、ギリシャにとどまらず、今後ヨーロッパでは、イタリア・スペインとか、非常に財政状況の悪いところに今度は目が向いて、結局ヨーロッパ全体の経済のリスクというものがさらに高まる可能性はあって、その影響はアメリカにも及ぶし、日本にも及んでくるという意味では、これからさらに悪化する可能性もあるというふうに思います。

それがおさまったその次には、今度はやはり財政状況、あるいは国債の債務残高が国の経済力に比べて格段に大きい日本の信用リスクというのはどうなのか、ということの注目を浴びる可能性がある。そのときに、日本は大丈夫だとマーケットが見るためには、やっぱりそれなりの財政の再建という大きな方針を国が持っているということと、それから、経済成長も今後それなりに展望できる。そういったものがあれば、それ以上の混乱は起きないと思いますが、その辺が非常に危ういとなると、つまり政府の財政政策、それから経済成長政策が危ういということになると、今度は円相場を通じて、非常に国債の相場が悪くなる。それは、金利が上がるということにつながるのですが、それはこのシミュレーションからいくと運用益が増えるということですけども、ただ、経済自体が悪いわけなので、税収も伸び悩むはずですし、良いことは全くない。そのような雑駁な見方を持っております。

委員 ありがとうございます。

委員 初歩的なことですが。

会長 どうぞ。

委員 今の1.5%は、将来的ではなくて現時点で1.5%を想定されたということですが、例えば、私など運転資金をお借りするときには、現在でも2.83%というのほざらでございます。公的に近い銀行でそういう現実的なものを借りた場合に、この1.5%という想定された基本的な数字は何でございましょうか。

上村教授 1.5%の想定ですけども、これが高いか低いかは、多分議論があると思います。

例えば、過去の国債の利回りとかを見ると、国債というのは一番名目金利が低く、一番信頼性が高いというようなことになっています。仮にそこで運用するということを想定すると、1.5%は、長期的に見れば基本的には確保できるということがデータ上は出ていますので、1.5%ぐらいは収益として見込んでみても良いだろうというような判断を

ここではしています。

ですので、1.5%もとれないだろう、1%ぐらいでいいじゃないかということであれば、また、それは別のシミュレーションを提示させていただくこととなりますが、当面、目標値としては、1.5%以上というのは、それほど非現実的な値ではないのではないかなというのが私の感じです。

会長 私から、ちょっとよろしいでしょうか。難しいことは伺いませんので。

モデルの構造としては、この基金が増額する要因は二つですよ。一つは、歳入マイナス歳出の積立金の金額が1種類で これはちょっと確認ですけども、上村先生のパワーポイントだと、16ページで大体、年間70・80億から100億ぐらいで計算がなされているということが一つですよ。二つ質問があるのですが、もう一つの増加要因は、いわゆる1.5%の利回りの上乘せ分。この二つでよろしいわけですよ。

上村教授 そのとおりでございます。

会長 その2番目の金額の1.5%といいますと、残高が増えれば増えるわけですけども、これは徐々に増えていくということですか。

上村教授 そのとおりです。パワーポイントの資料番号で言うと、その次のページの18ページもしくは17ページ、この残高に1.5%を掛けていただければその金額は出るということですよ。

会長 年利の複利で計算されて、増えていくということですよ。

私の方の質問はこういうことなのですが、恐らく区民の皆様は一番それが知りたいということだと思いますが、一つは歳入マイナス歳出のシミュレーションのいろいろな前提をしたときに、そこはゼロということですか。つまり、マイナスになるということはありませんかということですよ。マイナスになるということは通常考えられないんですけども、どんなに悪くてもゼロで、つまり入れられないということではなく、最悪の状態でも基金に繰り入れる金額はゼロで止まりますかというのが一つですよ。

もう一つは、1.5%が物によってはマイナスになる可能性はありますけども、これも、要するにボトムはゼロですか。つまり、元金は何らかのマイナスになる可能性があるのでしょうか。多分、区民の皆さんは、その二つが一番知りたいのではないかな。どんなに悪くても現状維持ですよということ。その場合には、もちろんこの構想自体が10年後か20年後、30年後になるんですけども、減税は可能になる。その辺はどうでしょうかというのは、恐らく区民の、基金を預けた皆さんが心配なさることだと思います。

上村教授 一つ目の、決算収支で赤字になることはないですかということと同じだと思うんですけど、過去の杉並区の財政を見ていて、決算で赤字になっていることはまずないですね。ありません。そこは、黒字が出ているということで良いと思います。ですから、この話はできるだけ、どこまで黒字を出せるかということがポイントになってくると思います。

次に二つ目の、いわゆる金利、積立金の収益率がマイナスになることはないのかということですが、それは積極的な運用をすると、多分それはあり得る話ですよ。そこは、この委員会で検討していくようなことではないかと、私は整理をさせていただいております。シミュレーションとしては1.5%を想定していますが、これはもちろん情勢によって変わってきますので、そのときはまた、現実の値を入れていくような形でシミュレーションを更新していくということが必要ではないかと思えます。

会長 事務局に対して1点確認したいのですが、要するに利回りマイナスではなくて最悪ゼロということだとするならば、実施時期というのはやはり先に延びると思われますけども、その辺のシミュレーションはしてあるのでしょうか。ネガティブなことを申し上げているわけではなくて、恐らく住民の皆さんはそこが心配だろうなということだけで、いい方は1.5%で行けばよろしいと思えますが。

政策経営部長 もしも途中で大規模な災害とかが起きて、この基金を取り崩していかなければいけないとかそういったことになると、幾つかそういった要件が出てくるのかなと思えます。

あと一つは、本当に経済がかなり大変動するような、そういったことがあった場合には、幾つかそういった要素で、そのときにまた考えていかなければいけないのかと思えますが、過去10年間の杉並区の実績の中から見た場合には、そういったことにはこういった運営をやっていけばということと同時に、研究会の報告では、やはり不断の行財政改革を通して、その効果をどれだけ生み出していくのかということがございますが、やはりそれは、一つの車の両輪として進めながらやっていけばできるというふうに、現時点では考えているところでございます。

会長 それが非常に保守的な数字になっているということですよ。

どうぞ。

委員 ちょっと、そもそも論からお話を聞きたい部分があって、本当に不勉強で申し訳ないのですが、私たちのこの委員会のスコープ・オブ・ワークというか、何をする目的

なのかということ。つまり、シミュレーションのモデルが正しいのかどうかを判断するのか、運用自体が適正に行われるかどうかを監督するのが目的なのか。ご説明を受けたとは思いますが、十分それが分かっていなくて、その土台がなしに、じゃあどうしましょうという話をしても、話は進まないのではないかとこのところがありまして、もう一度、何が役割なのかということ、権限と役割を聞かせていただければと思いますが。行政改革担当副参事 はい。大変申し訳ございません。先ほど確かにご説明を申し上げたのですが、ちょっと説明が足りなくて申し訳ないです。

実を言うと、だいぶ委員会の権限のところにお話をさせていただいているなというふうに思いながら、私も聞かせていただいております。

委員会の趣旨でございますが、先ほどちょっとご説明をしたのですが、条例の中に権限としてございます。後ほどご審議いただく、22年度の減税基金の運用計画の案がございます。こちらの方を、区長からの諮問を受けて答申を出すためのご審議をいただく。つまり、今年度の基金運用についての計画案が出されますので、その計画案についての妥当性を、ご審議ご判断いただく場でございます。

本日、今ご議論いただいた中に、上村教授の方からご説明いただいたシミュレーションについてのご質問もあったかと思いますが、若干、後ほどのご審議のところはまだ少し食い込んだ内容もあったかなというふうに思います。そのあたりのところ、大変申し訳ございません。こちらの方でも、もう少しご説明をきちんとできればと思ったのですが、また、そのあたりの計画の妥当性・運用の方法・その他については、後ほどの審議の中でご質問等をしていただければお答えできるかというふうに存じます。

委員 ありがとうございます。

会長 我々のミッションは、これからご説明いただきますけれども、その前の段階、あるいは基礎データとしての考え方のご説明をしていただいたということだと思います。

それで、これは私もやっているものですから、上村教授がおやりになられているそのシミュレーション自体は、要するに、遠くなればなるほど当たりにならなくなるという性質を持っていますので、事務局とご相談申し上げているのは、こういう委員会の基礎データとして、できる限り、毎回状況が変わってデータが更新されたごとに上村教授にご説明いただいて、それを踏まえてこちらの方で修正を加えるということにいたしたいと思っております。

本日はどうもありがとうございました。

それでは、もしほかにご質問等がないようでしたら、本題に入りたいと思います。

22年度の杉並区の減税基金運用計画についてということで、本日の審議事項に若干踏み込んでおりますけども、入りたいと思います。

具体的な計画案につきましては、皆様のお手元にコピーもございますし、私の手元には原本がございますが、運用計画についての諮問が区長から出されておまして、その諮問に対して、我々が答申をするということだと思えます。

それで、まず事務局よりその内容につきましてご説明いただいて、審議に入りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(了承)

会長 それでは、恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

会計課長 会計課長から。

それでは、本委員会に諮問いたしました「平成22年度杉並区減税基金運用計画案」について、ご説明させていただきます。資料 は7をごらんいただきたいと存じます。

まず、第1でございますが、基金の積立額でございます。当初額として10億円としています。年度途中で新たに積立金や基金に運用益が生まれたときは、その積み増しを行うというふうな考え方でございます。

第2は運用の基本的な考え方です。わが国の経済は緩やかに回復しつつあり、日銀の金融政策では緩和的な金融環境を維持しているなど、今年度中に金利上昇局面に転じる可能性は低く、また、長期金利の水準は、過去5年間で1.2から1.9%という狭いレンジで推移している。利回りの状況は、ここの図でお示ししてございますので、ご覧いただきたいと思いますが、これらを前提としまして、今年度の資金運用は、次の以下の考え方を基本としたところでございます。

まず、運用利回りの目標は、減税基金管理方針に示しました基金の運用の目標、それから長期国債証券の利回り以上を目指すとともに、現下の金利動向を踏まえて、年利回り1.5%を目標といたしました。

裏面、次ページに参ります。次に、運用する商品では、 に債券での運用としまして、減税基金は原則、債券を中心とした運用を行うこと。購入する債券は、国債、地方債、政府保証債。それら以外の債券を購入する場合は、信用力が高く、債務履行が確実な債券として、その判断を別表1に決めました。別表1は、この7の資料の最後の4ページのところの裏面になりますが、ここに掲載してございます。この民間格付会社の5社で

A 格以上の評価があるものとし、安全性、流動性、効率性の高い公共債としているところでございます。

三つ目には、競争性の導入として、金融機関等による引き合いなどの公平・公正な競争により、効率性を高めてまいります。

四つ目は、金融機関の選択の基準として、指標に基づき、経営状況を分析し、預け入れ先を決めることとしてございます。

五つ目は、運用期間として、債券運用は最長20年までのものとし、預金では1年としてございます。

3ページにまいります。6は債券の取得価格についての記載でございます。

7には満期保有の原則として、債券や定期性預金での保管・運用を行う場合は、満期償還期限の保有を原則とし、記載の3点の場合には、債券の中途売却や預金の解約ができることとしてございます。

大きな第3では、運用の方法を定めております。基金の目的から、比較的安定した収益と市場金利への変動への対応力のバランスが確保される特徴を持つ、ラダー型ポートフォリオを構築して、概ね運用期間10年の長期債を50%、20年の超長期債を50%とした運用で、今年度の予定額の全額を債券で購入することとしてございます。

最後に、年度途中で運用する基金に積み増しがなされた場合でも、特段の事情がない限り、同じ考え方で債券を購入いたします。

裏面4ページには、先ほどご説明いたしました、別表1に格付機関、米印1にはラダー型ポートフォリオの説明を記載してございます。

運用計画の説明は以上でございます。

なお、参考までに、この計画案に記載されております用語について、参考資料3でご配付してございますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

私からは以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会長 はい。ありがとうございました。

それでは、ここから審議に入らせていただきます。ご質問あるいはご意見ございましたら、どなたでも結構ですが、よろしく願います。どうぞ。

委員 いいですか。

私、ずっと昔、10年間ほど銀行員をしまして、東京銀行という銀行にいて、為替の運用だとかそういうこともしていましたが、ここ20年間ぐらいは経営コンサルタン

トをしていますので、ちょっと十分な知識があるとは言えないんですけど、この10年国債を50%、20年の超長期を50%という根拠は何なのでしょう。それは、運用利回りを1.5%にしたいということからですか。

会計課長 そのとおりでございます。

委員 もう一つ質問ですが、まだ十分理解していなくて申し訳ないんですけど、この基金はどこかで減税をする原資にするわけですね。ということは、どこかで取り崩すことを前提にしているということによろしいですか。

いや、何でこんなことを言うかということ、さっき 委員がおっしゃったこととの関連で、ひょっとしてどこかの時点で日本の金利がぼんとはね上がると、国債の価格が落ちる。それは長期の国債を持てば持つほど、そのリスクが高くなるんですね。ですから、1.5%の運用をまずありきということは、そのために超長期の国債をあまりたくさんポートフォリオの中に入れるということ自体が、どこかで取り崩すことをもし前提としているのであれば、私は結構リスクがあるのではないかなという気がしているのです。

ただ、確率論の問題なので、その確率をどこまでとるかということにはわからない。誰にも、多分わからないことだとは思いますが。

会計課長 先ほど上村教授の方のご説明がありましたように、管理監もご説明いたしましたけども、国の財政規律がきちっと示されて……

政策経営部長 まず、 委員からお話があった、いわゆる積み立てたものを取り崩して減税の原資にするという考えはございません。

委員 ない。

政策経営部長 ええ。ですから、利息を運用しながら、それでやっていくというのが基本的な考え方でございます。積み立てたものを原資として取り崩していくという考えは……

委員 じゃあ、積立分は全く取り崩さず、その運用益だけを減税に回すという認識でいいわけですか。わかりました。

政策経営部長 基本的にはそうです。運用益と積立額です。

会計管理室長 じゃあ、ちょっと私の方から。

委員 すみません。

会計管理室長 今考えておりますのは、10年後から減税をしていきたい。この10年間にたまった利息収入が一つございます。それに、毎年、一定額を積み立てていきますので、

その利息収入だけで足りない分については、それにプラスして積立を予定している分を上乗せしていこうと……

委員 ただ、多分今の話で、同じことが起こる可能性があるのは、例えば、20年国債で運用して、マチュリティまで持ちましょう、期日まで持ちましょうとしていた場合に、例えば7年後なら7年後に、日本国債の金利が3%とかに上がっちゃいました。そうすると、持っている元本は下がっちゃいますよね、もちろんのことながら。元本が下がった状態で、利息があるから減税してもいいのかという議論は出るのではないかなという気がするんです。それはもう、必ずマチュリティまで持つから大丈夫だということで、論理構成で乗り越えようということなんですか。

会計管理室長 基本的に、いわゆる償還期限、満期まで保有するという考え方に立っておりますので、その間のいわゆる債券の価格の上下というのは基本的には考慮しない。

委員 考慮しない。それだったら、100%、20年国債で持てばいいんじゃないですか。

会計管理室長 そういう考え方もあろうかと思えますし、私どももこれを検討した際にも、そうしたことも考慮に入れました。ただ、安定的な収入を確保していくという観点から、ラダー型のポートフォリオを10年後にはつくっていきたいというところで、10年と20年に分けて……

委員 ただ、しつこくて申し訳ないんですけども、このマチュリティ・ラダーでポートフォリオを組むというのは、債権と債務のマチュリティを合わせていくというところをもともと前提としているので、100%運用するだけで確実に高い利回りを求めるのであれば、何もそのポートフォリオを10年とか20年入れる必要はないのではないかという、すごく単純な発想なんですけれども。

つまり、返済があるだとかそういうことであれば、マチュリティ・ラダーを合わせていくというのは大原則だと思うんですね。でも、単に10年を半分入れて、20年を半分入れたら、何か運用しているように見えるような気はするけど、実際マチュリティまで持つんだったら、100%持つということであれば、債券が途中で価格下落を考えないということであれば、格付の高い高利回りのものだけを持っておけばいいという理屈もあるのではないかという気がするんですけれども。

基金管理監 では、私から。最初に、委員がおっしゃった1.5%という利回りをつくるためにこういう構成を考えたんじゃないかということですが、それは一つのベンチマークとして、1.5%ということシミュレーションをして、10年後に減税が実現する

ということですので、それはベンチマークとして考えなくてはいいない。

今は、ご承知のとおり、10年国債は1.5を……

委員 切っていますよね。

基金管理監 切っていますね。ですから、それをどうやって補てんするかということ。一方において、杉並区の場合は、途中で売買したりするということは体質的にできないということが私はわかりましたので、やはり買ったものは償還まで持つ。償還まで持つていれば100円で返ってくるから、途中で金利が上がっても、そのいわゆる含み損失というのは会計上も出てこない。そうすると、満期まで持てる債券というと、しかも市場で買やすいというと、10年物、その次に20年物だろう。そのほかに30年物もありますし、40年物も最近出てきているわけです。ところが、そういうものはあまり発行額が多くなり、証券会社に買いに行ってもなかなか買えないので、そういう意味では、20年が限度だろうと。20年のマーケットは、それなりにありますのでね。そこで、20年と10年を、当初は10億からスタートするので、非常にロットも小さいですし、イニシャルファンドとして、10億を単純に半分ずつにした。今後、ファンドがどんどん大きくなっていく。そうすると、いろいろなものを混ぜていくということは、恐らく先ほど区側から発言があったように、大規模災害があったときに、その経費を賄うために臨時的に取り崩さざるを得ないものも一応目的の中に入っていますので、そのためには流動性の高い、途中で売っても損が出ないような、期間の短い債券を入れていく。そういう構成にしなくてはいいない、というふうに私は考えて、事務方の案について了承しているというところでございます。

委員 なるほど。わかりました。

委員 私は基金管理監のご説明で納得しました。

一つだけ。運用の前提条件として債権の持ち切りを前提とせざるを得ないというご説明がありましたが、その根拠についてちょっとお伺いしたいんですけども。

基金管理監 私への質問でよろしいですか。

私は、区のご担当の方と議論をしていて、そこは本当にそれが正しいかどうかというのは、まだ議論の余地があると思っています。

ただ一般の企業は、どちらかというと、途中で売買をして、その収益をむしろ狙ったポートフォリオの運用になっているわけですね。ところが自治体は、やはり税金を預かって、その税金を運用に回しているわけですから、買った価格よりも、実際にはそれ

を割り込むようなオペレーションをするということは、一般の区民の方々の理解が得られない。プロの理解は得られるかもしれませんが。つまり、乗りかえたり、そういういろいろなオペレーションをして結果的に収益が上がっても、途中で損が出たときに、それは納税者の一般的な理解は得られないと思いますので、最後まで持って100円で償還を受ける。こういう運用がこういう自治体の場合は正しいのではないかというのが、今、私の意見なんですけども、そういうことでよろしいですか。

委員 はい。今のところ多分そういうこと以外にいい方法がないと思うのですが、ちょっと心配なのは、万が一、日本の景気が回復し、名目成長率が1.5%から2~3%に上がってきたときに、得べかりし金利のチャンスを得られなくなってくる可能性があります。そうした状況になった後で、区民から、債権を持ち切りにしてしまったために、運用金利はずっと1.5%に据え置かれている。しかし、実は持ち切りという保守的な運用方法ではなく、もっと普通に運用すればもう少し高い金利を得られたのに、といった不満が出てくる可能性を考えなくていいのか、ということをお伺いしたかったのです。

政策経営部長 よろしいですか。今までの区の運用は、ほとんど通常の貯金や短期的にはありました。大体、今0.4%ぐらいの実績なんです、普通の運用などを行っている場合。それで、いわゆる長期にわたって、多分、杉並区がこの長期にわたって減税基金を積み立てて運用していくというのは、日本の自治体でも新しい試みだと思います。この12月に、区民の皆さんにパブリックコメントをやったときも、行政が税金を使って運用していくことについて、やっぱり安全で安心でということの基本にしてほしいということはかなりございましたので、そういった意味では、まずはリスクよりも、ここできちんとしていきたいなということが基本的な考え方でございます。

今後、こういったことをやることによって、いろいろな要素やまた経験も出てくると思いますので、そういったことも区民の皆さんに広くお伝えしながら、その成果なども出しながらやっていくことが必要かと思えます。

副区長 すみません、松沼でございます。

少し補足させていただきますと、この条例をつくる時の考え方の問題になってしましますが、減税基金ということで、様々な基金がございますけれども、その基金を設置するときに条例をつくと、そのときにその処分をどうするかという点がございました。この減税基金の場合には、長期の積立を、10年、20年というスパンで考えなくちゃいけない。そうすると、その時々 財政調整基金のように、ちょっと景気が悪いから、

そこから取り崩してこっちに使えばいいじゃないかということ、やはりそれは避けなくちゃいけないということで、この基金条例の作り方が、まず減税の原資として運用益、これを基本にしていく。ただ、10年後ということで、運用益だけでは減税にはなりませんので、その場合には、一般会計の1割を目標に積み立てていくということですが、その積み立てる額を、例えば仮に150億だとした場合に、それを減税する年は、150億積み立てないで80億にするとか100億にするとか、それを基金に入れて基金から戻すということじゃなくて、その積立額を調整する。そして運用益と合わせて、例えば、10年後で減税が60億だとすると、60億を捻出するという考え方でやっておりますので、この基金を途中で処分するというのは、ここの資料2の基金条例の第9条、この大規模な災害という部分しかないんですね。もし、この減税基金そのものを使わなくちゃいけない、どうしても他の事情で使わなくちゃいけない場合には、この基金条例を廃止する。条例改正で廃止して、そして、廃止になれば、基金は取り崩しというか一般会計に入れていくことになりますから、一応そういう構成にしています。

ですから、運用益の処理については、第6条で恒久的減税に使っていくんだということと、それから、第9条が大規模災害の場合には、そこから一部又は全部取り崩すことができるという、そういう構成になっておりますので、そこからも、例えば、今お話に出ていた債券については、満期まで運用するという考え方が出てきているところでございまして、元々はその時々で、いや、ちょっとこっちに使いたいからこうしよう、こっちに回そうということは、それはしないという考え方でこの条例をつくっておりますので、そういった前提の中で基金の運用を考えなくちゃいけないということでございますので、ちょっと補足させていただきました。

会長 この委員会のミッションがどうかわかりませんが、今のお話を伺っていると、むしろ10年後の税收、歳出入の方が減税のためには不確定要因ということですよ。運用の方が、元金を満期まで持って、利率は決定されているわけですから確定して、むしろできるかどうかは、そのときの財政状況の方に依存するということによろしいでしょうか。そうでもないんですか。

副区長 基本的にはというか、結果的にはそうなるかなと思います。

先ほど会長がおっしゃっていた収支の差なんです、歳出歳入で、歳入については、当然、区税や財政調整交付金というのがあります。歳出の中には、公債費で借金を返済する部分と、それから積立をする部分も、これは歳出の中に含まれて、それを前提とし

た収支差というものがあって、今後、借金がなくなってきた場合には、当然、収支差というものがもろに、今まで歳出の中に隠れていた部分が出てきますので、ここの点が一番ポイントになってくる。そうすると、一つは景気動向もありますけれども、やっぱり行財政改革の取組の進捗状況、これによって収支差が随分違ってくる。そうなりますと、やっぱりその10年後の財政状況というのは、確かに会長がおっしゃっているとおり、その要素というのは大きいです。あとは、そこに行くまでの行革の積み重ねの度合い、進捗状況ですね、これも大きな要素になってくるというふうに考えています。

会長 ちょっと不勉強で誠に申し訳ないんですけど、もう一度、この委員会の役割を確認させていただきたいのですが、資金の運用面のところを我々はチェックすればいいのか、それとも、今の財政面の、もう片方の減税資金の方も対象にするのか、その辺はいかがですか。

行政改革担当副参事 現段階で、私どもの方で条例の趣旨から申し上げて、今回、今日この場でご審議いただくべき部分というのは、やはり今ご審議いただいている運用計画、この計画の妥当性についてのご判断かと思えます。

ただし、この後、当然ながら基金の運用が始まりますので、当然、運用益が出てまいりますし、額面的にも、年数を追えば追うほどだんだん大きくなってまいります。こういったところにつきましては、委員会をその都度開いたごとに、運用状況についてご報告申し上げます。また、先ほど上村教授にお話をさせていただきましたけれども、こういったシミュレーションについても、一定程度更新がされて、それについてのご説明を申し上げます。

こういった中身なども含めて私どもがご報告いたしますので、こういったことについても、また、皆様の専門的なお立場から、いろいろなご意見を賜る。こういったことも、また一つの役割かと思えます。

ただ、今もちろんご意見も当然いただいておりますけれども、今ご審議いただいている内容に関しては、まずは基金運用計画についての妥当性についてご判断いただきたい。こういったところについてのご審議をお願いしたいということでございます。

会長 わかりました。

副区長 ちょっと一つ、いいですか。

この基金条例の中に委員会の役割というものがあって、その中で第2条第3項の規定により報告された事項云々というものがあって、それは副参事が今申し上げたところになり

ますが、特に、議会の中でもいろいろ議論がございましたのは、この基本方針の部分なんです。第2条第3項というのは、「基本方針を策定し、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ杉並区減税基金委員会に報告しなければならない。」ということで、これを受けて、先ほどのことになりますが、区長に意見を述べることで、議会の中では、単に減税基金の運用だけではなくて、ここに基本方針と減税基金管理方針と、今の時点のこの二つの方針は、パブリックコメントをした上でできておりますけど、これを今後、基本方針を見直していく、あるいは一定の修正をしていくというときには、減税委員会 この委員会にご報告をし、そこでいろいろ意見をいただく。それをきちんとやりなさいというのが、議会での議論だったわけですね。ですから、当然、運用ということがございます。

もう一つは、意見を提言するという、提言をしていただく組織・機関でもありますので、特に、こういった基本方針あるいは基金の管理方針について、その都度ご意見をお伺いするという機会がございますので、そこでは減税の時期も含めて、やはりこれは現実的にはこうじゃないかというご意見をいただきたいと、そういう趣旨でもございます。

会長 はい。わかりました。

そういたしますと、本日のところは、一応運用計画について具体的な審議内容になっておりますが、次回以降も、できる限り上村教授にシミュレーションの結果をもう一回というような話を承りながら、基本方針も考えさせていただくと、こういうことでよろしゅうございますよね。

副区長 すみません。その時期の問題といえますか、基本方針がまだできたばかりということでございますので、そういった、いつお願いして、またご審議をしていただくか、ご意見をいただくかという、そういうタイミングの問題はあろうかと思いますが、少なくともこれを変更するあるいは修正するというときには、必ず委員会の皆様方のご意見、ご提言をいただきたいというふうに思っております。

会長 わかりました。

それでは恐縮でございますけれども、もう一度、運用計画の範囲内で、いろいろご質疑、ご質問を。

委員 初歩的なことですが、今お聞きしてみて、やはり本当にお手本のない自治体の運用・基本的な考え、これがどうしても私なんかは、利回りの良い方がいいんじゃない

のという単純な考えにもなるような気がしますが、やっぱりお手本のない自治体の運用による減税基金ということは、区民にとって大変関心の高いところでございますので、この委員会に対する報告、あるいは、本日もたくさん説明資料等もいただきましたけれども、これらも、条例にはないとは思いますが、適宜公表していくということ、区民に対しての公表ということも考えられないかと思いますが、いかがでしょうか。

行政改革担当副参事 ただいま 委員の方からご要望がございましたけれども、先ほど、いろいろな情報に関しましては、杉並区の公式ホームページ等で公表しているというふうなこともお話をさせていただきました。確かに、この委員会の資料等を含めまして、様々、区民の皆様に関心の高いところがあるかと思えます。区議会の議論の中でも、やはり区民の方々への公表といったところも、大分ご意見としてもいただいております。この辺のところにつきましては、基金の運用の状況ですとか、今日のご議論の資料ですとか、こういったところなども含めまして、できる限り区民の皆様公表していくような形をとらせていただきたいというふうに思っております。

会長 はい。本日はご専門の委員の皆様もおいでですので、確認させていただきますと、諮問内容に関しましては、具体的な内容といたしまして幾つかございますが、償還までの期間が最長20年、あるいは預金の場合は最長1年で、運用商品としては から まで。それから、10年物が長期50%、20年物が超長期債50%、ラダー型と申すんですか。こういう内容が基本となっておりますが、何かご意見ございますか。

委員 念のための確認ですが、1.5%で運用するというのは、議会は承認しているのでしょうか。運用金利について、今の時点で1.5%という前提を置くことについて承認されていない場合には、後になってから、金利が低過ぎるのではないかという批判が出てくる可能性もあるので、その辺の承認の点だけ確認しておいた方がいいと思って、ご質問した次第です。

政策経営部長 よろしゅうございますでしょうか。

本件につきましては、あらかじめこの委員会に出す前に、議会の方にこの運用案につきましてご説明申し上げたところでございます。

また、1.5%ということで、一応予算もそういうふうに組んでございます。

副区長 ちょっと、また補足させていただきますが、議会の質疑の中では、1.5%確保できるのかというようなご意見が、金利のパーセンテージの問題で言えば、そういう意見がどちらかといえば多かったです。

それで、ちょっとこれは基金条例の設置に関する議論でございますので、金利1.5%が直接いいのか悪いのかというような議論ではなかったというふうに思います。基金の設置を認めるか認めないかという議論はございました。

ただ、その中のいろいろな方の、賛成も反対も含めて斟酌すれば、より運用益は大きい方がよいということで、あくまでも1.5%というのは減税自治体構想を行ったときのシミュレーションの、先ほどベンチマークという言葉もございましたけども、一つの目安として、今までの過去10年の中での平均的な数値ということでやりましたので、1.5%が良いか悪いか、それを認める認めないというような議論とは、ちょっと性質が違うかなというふうに思っております。

したがって、この運用計画案を、我々行政部局の方でこういった考え方をまとめましたので、それについて諮問させていただきましたから、それでいろいろなご意見をいただいて、結果的にその諮問についてどのように答申していただくかと、そういう議論でよろしいかなと思っております。

委員 よろしいですか。今の副区長の議会のご様子を聞かせていただいて、ほっとしております。当然、運用効果というのは誰にとっても大き過ぎるということはないわけで、少しでもその効果を期待するというのは当然のことだろうと思うのです。

私、産業界の立場で、金融の専門ではありませんので確たることは申し上げられませんが、今の世の中、当面ということを考えて、やっぱりハイリスク・ハイリターンをどこまで期待していいのか、1.5%というのがそういうレベルでどういう水準にあるのか、何とも申し上げられませんが、当然大きなリターンを期待すれば、相乗的にリスクが高まるということ考えたときには、1.5%というのは必ずしも低いという感覚はございません。

この先、10年、20年という、将来の世の中がどうなるかというのは誰にもわからないことだろうと思いますが、現時点で見ると、それ以上の効果を期待していいのかどうなのか。リターンをですね。そんな今の世の中じゃなかろうかなと。甚だ元気のない発言で申し訳ありませんけれども。

失礼しました。

委員 まさにその点です。現時点で、皆さんが1.5%で納得しているという事実がすごく重要なんですね。

委員 そうですね。

委員 その前提条件さえ崩れなければ、今回提示された運用方法により今の時点で 1.5% は確保できる。持ち切り条件で組んでいますから、問題はないという結論が出てくると思うのです。

ただ、私自身は今後、日本が欧米経済との連携比率が低下する中で、成長率の高いアジアの経済成長との連携が強まっていくと、成長率は少しずつ上がってくる可能性もあると思うんですね。そうなったときに、例えば平均成長率が 2% を超えるような時代が数年続くと、今とは状況が変わってくる。でも、そのときはまたそのときで、今年の運用目標は何% に置くというのを、毎年議会にきちんと提出して、その承認のもとで決めましたというふうにやっていけば、住民の理解も得られるのではないかなと思います。その前提さえしっかりしておけばいいと思っております。

会長 委員、何かございますか。

委員 今回のこの件に関しては、おおむね問題がないというふうに思います。

今、委員がおっしゃられたこととも関連するんですけども、段階的に買っていくわけですから、このポートフォリオをずっと続けていけば、国債金利も上がっていくなら上がっていくでしょうし、それに関しても、方針さえはっきりしていれば、それほど大きな問題はないのではないかなというふうに思います。

会長 今のご意見ですと、1.5% 云々の問題ですけども、要するに、住民の方が納得し、あるいは議会の皆さんあるいは行政の皆様が納得しているということで、我々はよろしいという判断、そういうことでよろしゅうございますよね。

副区長 正確に申し上げれば、議会として、議会の一つの団体意思としてそこを判断しているわけではございません。今ちょっとお話ししたのは、こういうような減税基金の委員会があって、いろいろご審議していただくという情報提供はさせていただいておりますけれども、議会の方で 1.5% について、これが良いとか悪いとかというような、そこを判断するといいますか、決定するあるいは追認をするというようなことはございません。

あくまでも、ここは行政の責任で運用をしていく。それは行政だけでやるということとはやはり問題だろうということで、様々な、区民の方それから学識経験者の方のご意見を踏まえて決めていくべきということで、基金管理監を設置し、そして委員会を設置し、そこでのご意見を踏まえて、最終的に行政として決めていくということになると思います。

会長 わかりました。

それでは、概ねその内容につきまして、計画案につきましては、委員会としては了解ということだと思えますが、今の内容も含めまして、答申という形で、何か附帯事項と申しますか、条件まではもちろんありませんけども、こういうことに留意してほしい等々ございますか。形としては、この運用計画については了承いたしますという答申になると思いますが、何か皆様の方で何らかの留意事項みたいなものをつけるかどうかなんです。

委員 留意事項ということではないですけども、先ほど 委員からも出たように、区民の関心が強いことですので、公表していくというプロセスがすごく重要だと思います。杉並区は、従来から区民に対する行政内容の公表については、非常に前向きに、わかりやすい情報公開に取り組んできているという実績もあります。今回の1.5%という運用目標金利は高い注目を浴びる可能性もあるのではないかと思います。1.5%という金利水準が、例えば、予算案の中にちゃんと入って、その予算案として承認は受けているなど、何らかの根拠があった方がいいと思います。予算案の中に1.5%が書き込まれてさえいけば、それが議会で承認されたということについて、一応、区としては区民に対して申し開きが立つのではないかと思います。その点についてはいかがでしょうか。

政策経営部長 いわゆる利率の運用として、1.5%は想定して予算はつくっています。

会長 ただ、予算案の文言の中にどこかに入っておりますか。

会計課長 予算案でございますけども、審議に当たりまして、予算書の中には1.5%ということは書いてございません。いわゆる10億に対しての利金収入が1,500万ということですから、結果的には1.5%で計算したということでございます。

委員 それで十分だと思います。

会長 そうすると、特段、文言を特に入れる必要はございませんよね。当委員会の答申の中に云々という。今いただいております計画に関して了承したと、文言は特に入れる必要はないように思いますけども。

委員 問題ないと思います。

会長 はい。

それでは、よろしゅうございますか。

(異議なし)

会長 それでは、本日の審議内容でございますけれども、私あてになるのでしょうか。平成22年度杉並区減税基金運用計画についてという、山田区長様よりの諮問に関しては、当委員会では了承いたしましたということで答申を申し上げます。

何か文書かなんかは、後ほど……

行政改革担当副参事 後ほどというか、後日、会長からいただければというふうにお願
いしたいと思います。

会長 はい。そういう結論で審議内容を閉めさせていただきたいと思いますが、よろし
ゆうございますか。

(了承)

会長 ありがとうございます。

それでは、ご説明のあった内容に関しましては、これで終了させていただきます。

それで、今後の予定に関してでございますけれども、事務局の行政改革担当副参事
からご説明いただきます。

行政改革担当副参事 はい。では、私の方から、最後になりますが、今後の予定につい
てご説明申し上げます。

資料で申しますと、最後の8番になります。今後の予定ということでございますが、
第2回・第3回の委員会ということで予定してございます。

まず10月の下旬を目途にということでございますけれども、今回このご答申をいた
だきまして、その後、区の内部での決定を経て、基金の運用が開始されるわけでござい
ますが、それにあわせて上半期分の基金の運用状況についてのご報告、また、9月から
10月にかけて、杉並区の21年度決算というのが確定してまいりますので、そのあたりの
ところも踏まえて、間に合えばシミュレーションデータの更新等も行わせていただいて、
その点についてのご報告といったところもさせていただければというふうなことを考え
て、10月下旬を2回目の委員会として予定してございます。

3回目の委員会につきましては、ただいまご審議いただきましたものは、平成22年度
の減税基金の運用計画でございます。これをまた、23年度の運用計画ということで改め
て策定をいたしますので、その来年度の運用計画につきましてご審議いただきます。あ
わせて下半期の運用状況、このあたりのご報告もさせていただくという予定で、3月を
目途に3回目の委員会というふうなことを予定してございます。

今後でございますが、本委員会につきましては、最低でも年2回、年度末に1回と、

それから秋口に上半期分のご報告等と兼ねてということで、必ず年2回は行われるかなというふうに想定してございます。

私からは以上でございます。

会長 はい。どうもありがとうございました。

何分、会長といいましても、突然のご指名もありまして、不手際が多々ございました。深くお詫び申し上げます。

それでは、次回以降のこともそのようにお考えのようでございますので、今後とも、またよろしく願いいたします。

本日は、区長、副区長、どうもありがとうございました。

これで閉会させていただきます。どうもありがとうございました。